

6 西小学校の適正化対策について

▶ 先の項目に対し適正化対策を検討する。

1) 老朽化の進行に対する対策

- ・長寿命化対策工事
- ・建替え

2) 教室数の不足に対する対策

- ・教室ではない部屋を教室に改修
- ・校舎増築
- ・建替え

3) 敷地面積狭小に対する対策

- ・不足分の土地の購入
- ・敷地面積を確保できる場所へ移転

4) 新たな教育環境への対応に対する対策

- ・エレベーター等をバリアフリー対応のものへ改修
- ・多目的空間施設への改修

5) 学校周辺環境に対する対策（騒音への対応・隣接道路への対応）

- ・周辺環境への影響のない場所へ移転
- ・対策工事の実施

適正化対策について

		長寿命化対策工事	建替え
2) 教室数の不足に対する対策	教室ではない部屋を教室に改修	△	
	校舎増築	○ (ただし、不足分の土地の購入が必須)	
	建替え		○
3) 敷地面積狭小に対する対策	不足分の土地の購入	○	○
	敷地面積を確保できる場所へ移転		○
4) 新たな教育環境への対応に対する対策	エレベーター等をバリアフリー対応のものへ改修	△	○
	多目的空間施設への改修	△	○
5) 学校周辺環境に対する対策	周辺環境への影響のない場所へ移転		○
	対策工事の実施	△	

1) 老朽化の進行に対する対策

▷老朽化対策とその比較

老朽化対策	内 容	特 徴
長寿命化対策工事 ※ 1	・ 構造体への補強※ 2 ・ ライフラインの更新 ※ 3	・ 工事費用の縮減ができる（構造体の建設が不用） ・ 劣化が進んでいる場合、改善が十分でない場合がある（コンクリートの劣化度が重度 → 改善が困難） ・ 教室数不足の場合、面積が増えないため対応不可 ・ 新しい基準（バリアフリー等）への対応が難しい ・ 工事期間が長期となる→子供たちへの影響が大きい
建替え	・ 新校舎の建設 ・ 既存校舎の撤去	・ 費用が掛かる（建設工事+撤去費用） ・ 将来を予測した教室数の対応可 ・ 最新基準への対応可 （施設のバリアフリー化等が容易） ・ 工事期間が長期となる

※ 1 長寿命化対策工事：施設の利用を築 8 0 年まで利用するための工事

※ 2 構造体：柱や壁、床、屋根など

※ 3 ライフライン：電気、給排水、ガスなどの施設

1) 老朽化の進行に対する対策

▷ 建替え比較

方法	工事の内容	敷地の課題	敷地の状況
現敷地での建替え	新校舎の一部を建築、その後、既存校舎の一部解体を繰り返し、数回に分けて建替えを行う	児童数による敷地面積が文部科学省基準を満たしていないことから、現状での新校舎の建築不可。そのため、隣接地の取得が必須。	隣接地は西側・南側とも複数の住宅と密接。 北側・東側は、最大3m程度の高低差あり。 北側は水路もあり。
移転での建替え	新校舎の建設後、移転し、その後、既存校舎の撤去を一度に行う	移転先の学校敷地（一定以上の面積が必要）を確保する必要がある。	市街化区域での敷地の確保は難しいことから、市街化調整区域での取得も考える必要がある。

▷建替え比較（土地を購入しての比較）

手法	工事期間	特 徴
現敷地近接の土地を 必要面積買い増して の建替え	4年以上 （造成含む）	・通学路の変更がない ・市街化区域に学校があることから、将来的に児童数が減少しても、空き教室の学校以外の利用範囲が広い ・工事期間が長い ・近接地との敷地高低差が大きく、学校敷地との一体利用を拡張することが難しい ・工事中の騒音等による授業への影響がある ・工事エリアと児童の導線の区分けが難しい
移転しての建替え （市街化調整区域か つある程度整理され た土地を想定）	3年 （造成含む）	・文科省基準の面積が確保できる ・児童への工事中の騒音等による影響がない ・通学路の変更がある（距離が長くなる児童がいる） ・移転先土地面積が広く、購入費が高額となる可能性がある ・跡地利用（市街化区域のため、有効利用範囲は広いが学校の象徴となっている楠の対応等が必要）

ノート：適正化対策案について

▶ 意見

▶ まとめ

ノート：老朽化の進行に対する対策は？

▶ 意見

▶ まとめ

ノート：長寿命化対策をするとした場合は？

▶ 意見

▶ まとめ

ノート：建替えをするとした場合は？

▶ 意見

▶ まとめ

次回、開催までに必要なこと

▶ 意見

▶ まとめ

参考 1 : 文部科学省 公立学校施設整備費補助金基準

- ▶ 学校必要面積 25学級の場合 : 26,484m²
 - 建物敷地 : 16,683m²
 - 運動場 : 9,801m²
- 30学級の場合 : 29,640m² (将来見込み)
 - 建物敷地 : 18,948m²
 - 運動場 : 11,048m²

参考 2 : 日進市公共施設等総合管理計画

▶ 更新時期の試算条件

旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日以前に建設）：60年更新

新耐震基準の建物（昭和56年6月1日以降に建設）：80年更新